

鹿児島市がん検診実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がんの早期発見及び早期治療を図るため、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づくがん検診（以下「検診」という。）を行うについて、必要な事項を定めるものとする。

(検診の種類等)

第2条 検診の種類及び各検診ごとの検診項目は、別表に定めるとおりとする。

(対象者)

第3条 検診の対象者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住する者であつて、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）その他の法令に基づく事業のうち検診に相当する保健サービスを受けた者又は受けることができる者は、対象者としな

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は対象とする。

(受診回数)

第4条 対象者が検診を受けることができる回数は、検診の種類ごとに年1回とする。

(検診料)

第5条 検診を受けようとする者（以下「受診者」という。）は、受診方法に応じて鹿児島市がん個別検診実施要領又は鹿児島市がん集団検診実施要領に定める検診料（以下「検診料」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受診者が次に掲げる事由に該当することを証する書面を提出し、又は提示したときは、検診料の負担を要しないものとする。

- (1) 受診日の属する年度の3月31日到達時点において70歳以上の者であること。
- (2) 受診日現在65歳以上70歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表第1に規定する程度の障害の状態にあると市長が認めたものであること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者であること。
- (4) 市民税の非課税世帯に属する者であること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前に、これらの町であった区域に住所を有している者に係るがん検診については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ吉田町長、桜島町長、喜入町長、松元町長及び郡山町長の定めていたところの例による。

(生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置)

3 平成30年9月30日において生活保護受給者であった者で、同年10月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第5条第1項の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から当分の間、検診料の負担を要しないものとする。

4 令和2年3月31日において80歳以上となる者で、令和元年4月1日から同年9月16日までの間において肺がん検診を受診したものは、令和元年度の個別検診の受診を要しないものとする。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(胃がん検診胃内視鏡検査開始に伴う経過措置)

2 令和6年3月31日到達時点において満50歳、満55歳、満60歳、満65歳及び満70歳である者で、令和5年度中に胃がん検診胃内視鏡検査を受診していない者は、令和6年度も同検査の対象者とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(乳がん検診の対象者に関する特例)

2 改正後の鹿児島市がん検診実施要綱第3条第1項の規定にかかわらず、本市の区域内に居住する者であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものについては、当分の間、乳がん検診の対象者としてすることができる。

(1) 当該年度の3月31日到達時点において満51歳以上の奇数年齢である女性で、前年度に本市の乳がん検診マンモグラフィ検査(1方向撮影)を受診していない者

(2) 当該年度の3月31日到達時点において満41歳、満43歳、満45歳、満47歳及び満49歳である女性で、前年度に本市の乳がん検診マンモグラフィ検査(2方向撮影)を受診していない者

別表（第2条、第3条関係）

種 類	検 診 項 目		対 象 者
胃がん検診	集 団	問診及び胃部エックス線 検査	当該年度の3月31日到達時点におい て満40歳以上である者
		問診及び胃内視鏡検査	当該年度の3月31日到達時点におい て満50歳、満55歳、満60歳、満 65歳及び満70歳である者
子宮がん検診	個 別	問診、視診、子宮頸部の 細胞診及び内診。ただ し、必要に応じて子宮体 部の細胞診	当該年度の3月31日到達時点におい て満20歳以上である女性
	集 団	問診、視診、子宮頸部の 細胞診及び内診	
乳がん検診		問診及びマンモグラフィ検査 (1方向撮影)	当該年度の3月31日到達時点におい て満50歳以上の偶数年齢である女性
		問診及びマンモグラフィ検査 (2方向撮影)	当該年度の3月31日到達時点におい て満40歳、満42歳、満44歳、満 46歳及び満48歳である女性
		問診及び乳房超音波検査	当該年度の3月31日到達時点におい て満30歳、満32歳、満34歳、満 36歳及び満38歳である女性
肺がん検診	個 別	問診、胸部エックス線検 査及び喀痰細胞診	当該年度の3月31日到達時点におい て満80歳以上である者
	集 団	問診、胸部エックス線検 査及び喀痰細胞診	当該年度の3月31日到達時点におい て満40歳以上である者
大腸がん検診		問診及び便潜血検査	当該年度の3月31日到達時点におい て満40歳以上である者
前立腺がん検診		問診及び血液検査（前立腺特 異抗原検査法）	当該年度の3月31日到達時点におい て満50歳、満55歳、満60歳、満 65歳及び満70歳である男性